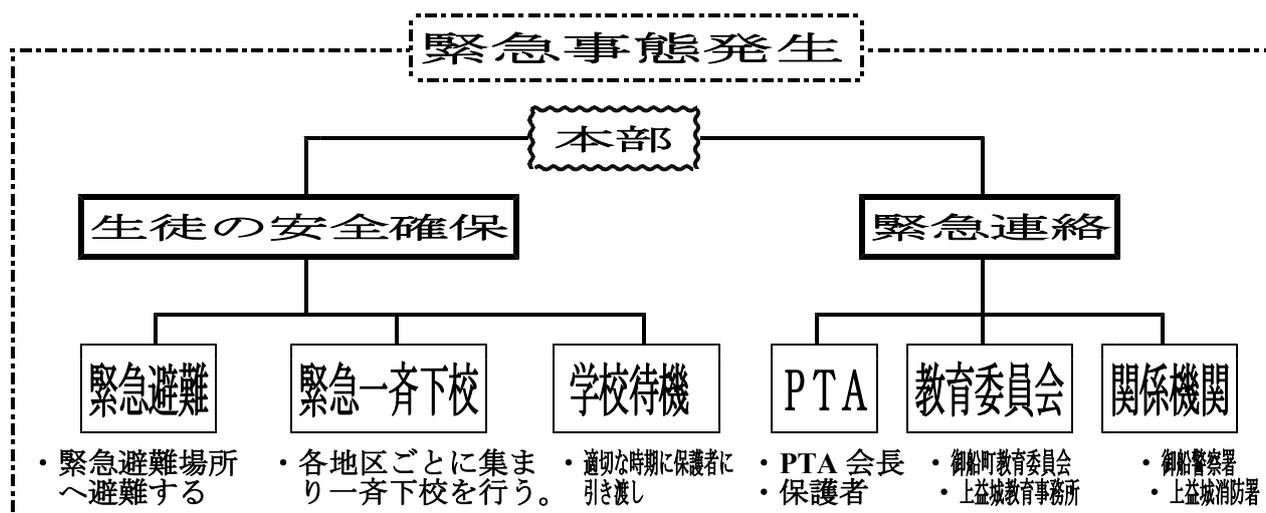


危機管理緊急事態別対応マニュアル



《具体的な対応》

◎出火の場合の処置要領（校内・昼間・生徒在校中）

- ① 発見者は、直ちに職員室に連絡する。
- ② 出火信号を非常ベル・校内放送を使用して、全校生徒及び校区民へ連絡する。
- ③ 緊急連絡網を定める。
- ④ 授業担当者は、速やか、かつ安全に生徒を避難場所に誘導する。
- ⑤ 生徒の避難終了・人員確認（報告）の後、生徒係以外の職員は、状況に応じて本部の指示に従い行動する。

◎地震の場合の対応処置要領

- ① 授業中の地震発生に際しては、担任等の指示で生徒を机の下等に伏せさせ、振動がおさまるのを待って直ちに避難させる。
- ② 休み時間の地震発生に際しては、授業中に準じて身体の保全を図り、安全確認して素早く避難誘導する。

◎風水害の場合の処置要領

- ① 天候の急変に際しては、天気予報・災害情報等を検討し、必要な処置をとる。
- ② 教育委員会と連絡し、必要な対策を立てる。
- ③ PTAと連絡を取り、必要な協力を依頼する。
- ④ 緊急避難場所は体育館とし、状況によっては外の場所を指定する。
- ⑤ 災害状況の報告・連絡を迅速に行う。

◎不審者の場合の処置要領

- ① 不審者の出現が確認されたら、警報ベル（各教室に設置）を鳴らし、生徒の安全を確保し、緊急避難場所に誘導する。
- ② 生徒の安全確保のために、不審者を生徒から遠ざける対応を職員で行う。
- ③ 関係機関に連絡し、協力を要請する。必要に応じて、緊急一斉下校を行う。

◎熱中症予防に係る処置要領

- ① 熱中症警戒アラートの発令状況を確認し、発令時は職員に周知する。
- ② 環境省「熱中症予防サイト」暑さ指数（WBGT）、及び校内の暑さ指数計を確認する。
- ③ WBGT28以上（嚴重警戒）で10～20分間での給水・休息、激しい活動を控える。
- ④ WBGT31以上（危険）で、体育及び部活動は原則中止する。
- ⑤ 熱中症発生時は、直射日光が当たらない涼しい場所やエアコンが効く部屋、保健室で休ませ、水分の補給とともに氷等で体を冷やし、体温を下げる。
- ⑥ 症状が改善しない場合は、早めに救急へ連絡し、医療機関へ搬送する。

◎Jアラート発令時（弾道ミサイル発射等）の処置要領

- ① 防災行政無線からJアラートによる特別なサイレン音とメッセージが流れた場合、職員室から緊急放送を流す。
- ② 屋外にいる生徒は、校舎や体育館（構造上は校舎が望ましい）に避難するよう指示する。
- ③ 校舎内にいる生徒には、できるだけ窓から離れるように指示する。
- ④ 弾道ミサイルが近くに着弾した場合、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチや服等で覆いながら校舎など密閉性の高い部屋に避難する。校舎内にいる場合は、窓を閉め、エアコンを停止し、外気の侵入を遮断する。
- ⑤ テレビやラジオ、インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、町教育委員会からの指示等に従い、落ち着いた対応を行う。